

## 学校法人盛岡大学ガバナンス・コードに係る遵守状況等に関する報告書

【基準時点：令和4年4月1日～令和5年3月31日】

第1章 学校法人盛岡大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	遵守状況
1-1 建学の精神	○
<p>ー取組の実施状況ー</p> <p>本法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育並びに保育を行い、有為な人材を育成することを建学の精神・理念としている。キリスト教精神に基づいた学校教育は本法人が設置する全ての学校において行われている。</p>	
1-2 教育と研究の目的（本法人の使命）	○
<p>ー取組の実施状況ー</p> <p>本学では、建学の精神に則り、教育研究活動を行っている。今後とも、活動の更なる充実に努めるものである。</p> <p>建学の精神・理念に基づく教育目的等 ＜本学の教育研究上の目的＞</p> <p>本学はキリスト教精神により教育基本法及び学校教育法に則り、学術を教授研究し、広い視野と高い見識を養い、文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人間を育成することを目的としている。この目的を達成するため、本学に文学部、栄養科学部を置いている。本学全体の目的に加え、特色ある2学部の目的は次のとおりである。</p> <p>＜盛岡大学＞</p> <p>文学部は、国際社会に対応できる幅広い知識と深い専門性を持ち、奉仕の精神を基盤とし、実践力を身につけた教養あるよき社会人を育成している。栄養科学部は、人間の生命現象について科学的的理解を深め「生命と真理」を尊び、健康、栄養、食に関する専門の知識を授け、社会の福祉に寄与する人材を育成している。</p> <p>＜盛岡大学短期大学部＞</p> <p>学生に対しては、建学の精神を具現化して本学の学びについて、シラバスで教授内容を示している。学生生活については、学生便覧で示すと同時に入学時のガイダンスで説明している。教授者である教員は、授業が適切であったかを学期ごとに学生の授業評価を受け、授業の運営に活かしている。保護者に対しては、学期ごとに成績表を送り学修状況について説明している。このようにステークホルダーである学生と保護者に説明責任を果たすとともに自己点検も行い改善に努めている。</p> <p>＜盛岡大学附属高等学校＞</p> <p>キリスト教精神に基づく教育については、教育課程において第1学年全コースに教科「宗教」科目「聖書」を1単位設定し授業を実施している。このほかに、年間行事予定に月2回程度の「礼拝」と長期休業前後の「始業礼拝」・「終業礼拝」、12月には「クリスマス礼拝」を設定し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに20回の「礼拝」を行っている。学習と部活動を両立させて盛岡大学や他の大学への進学を目指す「進学コース」盛岡大学・盛岡大学短期大学部が持つ児童教育・幼児教育・英語文化・日本文学・社会文化・栄養科学の6つの学問分野と連携した教育活動を行う「高大連携進学コース（教育系大学進学コースから改編）」、そして国公立大学と難関私立大学への進学希望の実現を目指す「特別進学コース」の3つのコースを設置している。それぞれのコースにおいて、一般的教養を高め、社会に対する広く深い理解と健全な判断力を養い、有意な社会の形成者として必要な資質の涵養に努めている。</p> <p>＜盛岡大学附属幼稚園＞</p> <p>幼保連携型認定こども園として開園し二年目をむかえ、心も体も健やかな明るい子ども・豊かに感じのびのびと表現する子ども・意欲をもって活動にとり組む子どもを育むことを目標とし、0歳児～5歳児までの子ども達の教育・保育に努めている。</p> <p>子どもたちは、乳幼児期に周囲の人から大切にされ愛され安心して過ごすことで、自分の世界を広げ様々なひとや物事と出会う。やがて、自分のやってみたいことを見つけて夢中で取り組んだことが自分の力となり自己肯定感を育んでいく。個々が充実していくことで一人ひとりの思いや力が重なり合い、共に過ごす仲間と生活を作り上げていく喜びを感じ合う経験を積み重ねている。保育者は園での日々を通して、子ども達が人や社会と共に存し自分らしく人生を歩んでいく人となるよう願っている。</p> <p>保育者は、日々の保育を振り返って保育者間で話し合い、大学や短大・専門機関との連携を図り指導及び助言を参考に研鑽を積んでいる。また、教員養成施設としての役割を担い、教育実習生の指導や大学・短大のゼミの研究など、学生の実践経験の場や機会を提供している。</p>	
1-3 中期計画	○
<p>ー取組の実施状況ー</p> <p>本法人は長期的な視点から将来の経営状況を見据えて課題の自己点検、自己評価を行い、法人全体で取組むべき課題を洗い出し、今後重点的に取組む課題を中期計画として取りまとめていく。学校法人盛岡大学のガバナンス・コードに基づき中期計画に定められている事項及び目標は、1.教育研究活動の改善及び質の向上、2.業務運営の効率化を目的とした事務組織・人事体制の見直し、3.施設設備整備計画による環境の整備、4.財務内容の改善による経営基盤の強化である。令和4年度においては、それぞれ重点項目の行動計画に基づき計画を遂行した。</p>	

1-4 本法人の社会的責任	<input type="radio"/>
—取組の実施状況— 運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性確保に注力した。学生・生徒・園児を最優先に考え、その保護者、卒業生、地域社会構成員等、他のステークホルダーと教職員、さらに文部科学省など関係行政と良好な関係を保ち公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めた。また、地域社会の人材育成、地方自治体・地元企業等との共同による地域文化の維持・発展、そして地域住民への生涯学習の機会提供など、地域の振興と住民生活の質向上において役割を果たした。	
<b>第2章 安定性・継続性（本法人運営の基本）</b>	
2-1 理事会	<input type="radio"/>
—取組の実施状況— 理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と寄附行為第16条第2項に定められており、法人業務と法人が設置する学校の人事管理・施設設備管理・財務管理・運営管理などに加え、寄附行為で定められた学校法人の目的及び事業を達成するための方策を策定し、執行している。 令和4年4月1日～令和5年3月31日期間中、14回の理事会を開催し重要事項について審議し決議した。 また、寄附行為第21条に規定している諮問事項については評議員会に付議して意見を求め、適正な運営を行った。	
2-2 理事	<input type="radio"/>
—取組の実施状況— 理事長は本法人を代表しその業務を総理する。また、理事長を補佐する理事として常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位を定めた。法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行った。教職員である内部理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を遂行した。外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に寄与し、理事としての業務を遂行した。	
2-3 監事	<input type="radio"/>
—取組の実施状況— 令和4年4月1日から令和5年3月31日期間ににおいて開催された14回の理事会、4回の評議員会に出席し、本法人の財産の状況及び業務執行の状況について意見を述べた。また、令和3年度の財産の状況及び理事の執行状況について監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出した。	
2-4 評議員会	<input type="radio"/>
—取組の実施状況— 令和4年4月1日から令和5年3月31日期間に開催された評議員会において学校法人の業務の状況、財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、役員の諮問に答え、又は役員から報告を徴した。	
2-5 評議員	<input type="radio"/>
—取組の実施状況— 本法人の評議員数は17人以上29人以下の定数に対して、理事数の11名の2倍を超える23人で構成されている。また、評議員は寄附行為第23条の規定に基づき選任されており、本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について意見を述べ、若しくは諮問等に答えるため、ステークホルダーから広範かつ有益な意見具志ができる有識者で構成されている。	

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	遵守状況
3-1 学長等	○
—取組の実施状況—	
<p>(1) 学長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>① 学則第1条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、並びに建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、理論的・実践的な能力を備え、更に、社会の発展と福祉に貢献しうる知的・道徳的及び応用能力を持った有為な人材を育成することを目的とする。」としている。そのため、学長は教学運営について、リーダーシップを發揮した。</p> <p>② 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めた。</p> <p>③ 学長は、理事会から委任された権限を使用した。</p> <p>(2) 学長等補佐体制</p> <p>学長が指示する事項を処理するため、学長補佐を置くことができるようにしており、学則において、「学長補佐は、学長を補佐し、学長の命を受け、特定の事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。」としている。</p>	
3-2 教授会等	○
—取組の実施状況—	
<p>教授会で審議する事項については、学則第46条に定めている。本学においても、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではない。</p>	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	遵守状況
4-1 学生に対して	○
—取組の実施状況—	
<p>(1) 3つの方針（ポリシー）については、学部・学科ごとに定めるとともに、大学全体として行うべき教育についてもポリシーを定め毅然かつ厳正に対処している。</p> <p>(2) 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組んだ。</p> <p>(3) ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外問わず毅然かつ厳正に対処した。</p>	
4-2 教職員等に対して	○
—取組の実施状況—	
<p>(1) 教職協働</p> <p>今後、実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保した。</p> <p>(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD</p> <p>全構成員による、建学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進した。</p> <p>① ファカルティ・ディベロップメント：FD</p> <p>現在、教育の質補償の実質化に向けて、教学マネジメントを適切に実施できるよう、3つのポリシーの見直しと、IR、アセスメントの体制整備を進めている。このような教学マネジメント体制の整備において、教員の教授能力と、教育組織としての機能の高度化に向けたFDの取組を実装している。</p> <p>② スタッフ・ディベロップメント：SD</p> <p>教学マネジメントは教員の取組みにあらず、事務職員も含めた全ての大学構成員の意識改革、資質・能力の向上が不可欠であるという認識のもと、必要なSDの取組みを開発している。</p>	

## 4-3 社会に対して

○

## —取組の実施状況—

## (1) 認証評価及び自己点検・評価

## ① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられ、本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めている。

## ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し実行した。現在、教育の質保証の実質化に向けて、教学マネジメントを適切に実施できるよう、教育改革と体制整備を進めている。

## ③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の本学の活動状況をすべてのステークホルダーにわかりやすくお伝えすることができるよう、大学広報の機能と体制の見直しを進めた。

## (2) 社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めている。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官等の結節点として機能する。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供した。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組む。

## 4-4 法令順守及び危機管理

○

## —取組の実施状況—

## (1) 法令順守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組んでいる。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を設置している。

## (2) 危機管理のための体制整備

- ① 円滑な法人運営に重大な支障をきたす危機事象が発生、またはそのおそれがある事情が発生またはそのおそれがある事情が発生した場合の法人及び法人が設置する学校における危機管理の体制及び対象方法等を定めた学校法人盛岡大学危機管理規程を整備し各学校の学生、生徒、園児及び教職員の安全確保を図っている。
- ② 学校法人盛岡大学及び盛岡大学・盛岡大学短期大学部におけるハラスメント防止に係る規程・規則に基づきハラスメントの発生の防止に努めた。また、情報セキュリティ対策については、学校法人盛岡大学情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの確保に関する施策を総合的に推進することにより本法人の情報資産を保護し、教育研究活動、社会貢献活動、管理運営等を安全かつ効率的に展開した。

## 第5章 透明性の確保（情報公開）

## 遵守状況

## 5-1 情報公開の充実

○

## —取組の実施状況—

私立学校法第47条及び学校法人寄附行為第35条の規程に基づき年度毎に財務状況を公表している。また、盛岡大学・盛岡大学短期大学部ホームページにて法律上公開が定められていない情報についても、積極的に公開している。